

令和7年度 組合等支援事業 実施要領

岐阜県中小企業団体中央会

1. 目的

本会 会員組合等（以下「組合等」という。）の諸課題を解決するため、中央会指導員が専門家等を活用し、その課題解決に向けて支援を行うことを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 本事業のテーマは、次に掲げるもののうちから選定する。

- ① 商業・サービス業組合等が抱える諸課題への対処
- ② 各種連携組織によるものづくりや新分野への進出等への対処
- ③ 地域の活性化や地域産品のマーケティング等の地域おこしへの対処
- ④ 労働問題や労働力確保への対処
- ⑤ 地域産業の活性化への対処
- ⑥ 物流総合効率化法又は物流問題への対処
- ⑦ エネルギー環境問題への対処
- ⑧ 情報化促進への対処
- ⑨ 組合等の管理・事業運営、会計税務等の再検討、法律問題への対処
- ⑩ 組合等が構成員を対象として実施する人材養成に係る研究
- ⑪ 地域ブランド創出、地域団体商標登録についての諸課題への対処
- ⑫ 経営管理、販売管理、経理、財務、労務、組織運営等に関する各種研究
- ⑬ 青年経営者、女性経営者・役員等の資質向上を図るための研究

(2) 事業の実施方法

- ① 事業内容によって「講義方式」、「討議方式」、「事例研究方式」等を行うことができる。
- ② 事業内容、4. に定める事業実施対象区分により「組合等活動支援事業」、「青年部研究会事業」を選択選定する。

3. 事業の対象となる経費

事業の対象となる経費
謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、借損料、消耗品費、通信運搬費、その他特に必要と認める経費

※本事業の対象となる経費については、原則として別添の「組合等支援事業支出基準」に基づき支出する。

4. 支援対象となる組合等の種類等

- ① 組合等活動支援事業の対象となる組合等は、次のとおりとする。
 - ア. 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
 - イ. その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中

- 小企業者であるもの（生活衛生同業組合ほか）
ウ．一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人
エ．有限責任事業組合（LLP）、共同出資会社、組合等女性部、任意グループ
- ② 青年部研究会事業の対象となる組合等青年部は、4．① ア又はイに定める組合等の青年部とする。

5. 支援対象とする組合等の選定

中央会は、組合等から申込みのあった場合には、次の要件に該当するかどうか十分審査を行い、選定するものとする。

- (1) 当該組合等が4．に定める組合等であること
- (2) 実施しようとする事業内容が適切であり、かつ、本制度の趣旨に合致していること
- (3) その他、事業実施上の問題がないこと

6. 組合等に対する指導

中央会は、組合等支援事業を行う組合等に対し、その事業の円滑な実施を図るための指導を行うものとする。

7. 事業の完了時期

本事業は、国の当該会計年度末までに完了するものとする。

8. 経理処理

組合等支援事業の経理処理は、中央会において処理するものとする。

9. 組合等の負担割合

組合等の負担割合については、事業に要した経費の3分の1以上（原則、事業実施に際して実施計画時より事業経費が増加した場合は増加分を組合負担とすることとし、特別な事情（※）により必要と認められる場合（経費の増加等）については、事業予算の範囲内で実施計画時からの事業に要した経費額の変更（増加）を認める。）する。ただし、基準年度（平成28年度）を含めて3年実施（連続性を問わない。）した翌年（4年目）以降に実施した場合は、事業に要した経費の2分の1以上（原則、事業実施に際して実施計画時より事業経費が増加した場合は増加分を組合負担とすることとし、特別な事情（※）により必要と認められる場合（経費の増加等）については、事業予算の範囲内で実施計画時からの事業に要した経費額の変更（増加）を認める。）とする。

（※）「特別な事情」とは、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場における収容人数の定めに従うことで、計画時より使用会場の変更が求められるなど、組合の責めに帰すべき理由に因らないものをいう。

（附則）

この要領は、平成25年1月25日から適用する。

（附則）

この要領は、平成26年1月20日から適用する。

（附則）

この要領は、平成29年12月25日から適用する。

（附則）

この要領は、令和2年8月17日から適用する。

